

第2回 多治見市上下水道事業経営審議会 議事録

日 時	令和7年5月2日（金）10時00分～11時45分
会 場	多治見市役所 本庁舎2階 大会議室
出席委員	丸山恭司委員（会長）、森川朋美委員、角田誠治委員、曾我良樹委員、佐々木千裕委員、加藤裕美委員、星野保隆委員
欠席委員	無し
多治見市（事務局）	知原建設水道部長、村瀬参与 上下水道総務課：堀田課長、富田窓口Gリーダー、渡辺経理Gリーダー、毛利、松崎、林、木原 上下水道工務課：岡田課長、杉浦水道Gリーダー 上下水道施設課：渡辺課長、大野プラント管理Gリーダー
議事概要	
1 審議会の成立について	
2 議事録署名委員の指名	
3 諮問議案についての追加説明	
4 諮問議案審議 — 審議事項について追加資料に基づき事務局より説明 — 【質疑応答】 ・議長から、資料8ページの水道管の老朽化を表す図について、法定耐用年数を超過している水道管の割合と今後20年で法定耐用年数を超過する水道管の割合が示されているが、今後、1.5%の更新率で水道管を更新した場合、法定耐用年数を超過した水道管、または今後20年で法定耐用年数を超過する水道管は少しずつ減少していくという考えでよいか、またどのような割合で減少する見込みであるかとの質問があり、事務局から、シミュレーションについては、法定耐用年数ではなく実使用年数を超過する管路延長で行っており、法定耐用年数を超える水道管の割合がどのように変わるかについてはシミュレーションしていないと回答した。 さらに議長から、図は法定耐用年数で整理されており、実使用年数の場合は少し割合が低くなること、また実耐用年数を超えていても状態がよく更新の必要のない水道管もあることを考えると、割合はさらに少なくなるという理解でよいかとの質問があり、事務局から図では法定耐用年数を超過した水道管が29.25%とあるが、現在、実使用年数を超えた水道管は約9%であり、法定耐用年数と実使用年数の差は大きいことを考えると、恐らくそうなると思われるかと回答した。 ・委員から、滞納者の方に対し給水を停止する場合の対応として、メールや電話での催告だけでなく、現地で家庭状況や世帯状況の確認をしたり、他の課と連携して確認するなど実態把握に努めているかとの質問があり、事務局から、滞納者の方への対応については明確なルールのもとに行っており、停水であれば、3回以上滞納した方が対象となるが、停水の予告をしてすぐに停水するわけではない。本人の生活実態を確認するため、電話をかけるだけでな	

く自宅訪問を行う場合もあること、また、生活が苦しいと相談を受けるなどした場合には、社会福祉協議会の生活相談を案内するなどの対応もしている。生活実態を考慮し、杓子定規の対応にならないよう心がけており、無理のない分納計画を立てて、少しずつでも滞納額が減るように努力していると回答した。

- ・委員から、全国的な傾向として、高度経済成長期に水道管を普及させてきたことで、現在、多くの自治体が同じように水道管の老朽化が進み、水道料金の改定を検討されていると思うが、国からの補助金や助成などはあるのかという質問があり、事務局から、物価高騰に伴う国からの交付金について、本市では、令和4年度に基本料金を4か月免除する政策を取ったこと、その時点での政策的判断に基づいて国の交付金を活用していると回答した。

議長から、国からの財政的な措置については、基本的に、水道事業会計は独立採算が原則になっているため、料金収入で賄うことが基本であり、原則として、市の一般会計からの補助はない。例外的には、国が積極的に推進している複数自治体による広域連携には補助があり、通常のペースよりもかなり速く耐震化を進めるような場合は、その上積み分を地方交付税措置するなどのケースもあるが、かなりハードルが高く、前提として通常の維持管理だけでは対象とならないような建付けになっているとの補足説明があった。加えて、水道管の老朽化は全国的な課題であるので、国の政策が変わった時には、情報収集をしっかり行い、交付金や補助金はぜひ積極的に活用してほしいとの要望があった。

- ・委員から、友人達に水道料金が20%上がるという話をしたところ、名古屋などと比べると多治見市は水道料金が高いと言われた。名古屋市は水利権があること、また大垣市や岐阜市は自前の水源があるが、私たちの住んでいる東濃地域は県から水を購入しているので高くなる、どのように水を用意できるかの手段によって値段も違うという説明をすると納得してもらえた。そういった背景の違いを広報などで紹介すると、納得しやすいのではないかと思った。また、自分の家の水道料金の額を知らない人も意外に多いため、例えば広報では、4人家族の水道料金が、今大体これぐらいで、20パーセント上がるとこれぐらいになるとか、二人暮らしの世帯だと大体これぐらいからこれぐらいに上がるみたいな形で分かりやすく図などを使いながら説明してもらえると、不安が減るのではないか。20%上がると漠然と聞くと、すごく水道料金が上がる気がしてしまうので、具体的にどのぐらい上がるのかを丁寧に説明してもらえると、「仕方ないね」と思ってもらえる。どうやって説明をしていくかを工夫することで、市民も怖がらずに済むという意見があり、事務局から、意見を参考に、市民にわかりやすい広報を行うとの回答をした。

また、事務局から、愛知県、名古屋市などは昭和30年代から40年代にかけてダムを作り、そこで水利権を確保しているため、良い水を安く豊富に仕入れることができることや、人口が順調に増えてきたことで、低い料金設定でも運営できるという状況がある。一方で、岐阜県はもともと木曾川の水利権を全く持っておらず、昭和40年代に急激に人口が増えたことで、国に要望して、ダムの使用権を購入している経緯があり、施設整備に多額の費用がかかったこと、愛知県ほど人口も増加しなかったということもあり、愛知県の自治体と比べて料金が低い傾向があるとの説明をした。

- ・委員から、管路の更新率を上げることによる建設改良費の増を水道料金の値上げと企業債で賄うためのバランスについて質問があり、事務局から、企業債の借り入れと内部留保資金の取り崩しを行いつつ資金確保を図るが、不足する額については料金改定により賄う考えとの回答をした。

議長から、多治見市の計画は、借金である企業債の残高を 50 億円までに留めた上で内部留保資金を最低 7 億円から 10 億円の範囲で維持していくという計画で、内部留保資金が 7 億円を下回らないように、その時々で、料金収入と企業債借入を計画的に行っていくものになっているとの解説があった。

- ・議長から、水道管の 1.5%の更新の進め方について質問があり、事務局から大きい管路や重要な管路から順に、また、漏水事故が多発しているエリアを考慮して更新を実施していくと回答した。
- ・委員から、管路更新を 1.5%で進めれば、有収率も横ばいで推移するののかとの質問があり、事務局から管路更新と漏水調査による修繕工事をすることで有収率を維持していきたいと回答した。

【諮問議案討議】

- ・議長から、諮問内容についての審議に際し、諮問内容について「賛成」「反対」「検討中」から自身の考えとその理由について各委員に求め、委員会としての全体の方向性を決めていくとの説明があり、各委員の考えを順番に求めた。
- ・委員A 20%引き上げの諮問については賛成である。ただし、そもそも今回 20%を上げても、令和 15 年までにあと 1 回増額をしないといけない見込みであるということ、さらに、これからの色々な経済環境などを考えると、水道事業自体がこのままずっと料金の引き上げをやり続けるといけないというビジネスモデルだと思う。もっと長期的なところで抜本的な対策を取らなければ、水道料金の引き上げは、永久に続いてしまうということが課題である。これは、全国的な問題であり、国の支援や建設改良費へのお金の充て方などを考えていかないと、命に関わる事業でもあるので、この点が心配であるという印象を持った。ただ、今回の 20%引き上げについてはやむを得ないと考える。
- ・委員B 20%の値上げ自体は賛成である。市民が不安にならないよう、また反感が湧かないよう、広報の仕方や説明方法を分かりやすく、易しくすべきと思う。
- ・委員C 20%アップは賛成である。管路の更新率や給水人口の減少から考えると、やむを得ないと思う。
- ・委員D 賛成である。事務局からの説明で、値上げをする理由や、その原因がよく分かった。広報は、全世帯、全世代に伝わるよう、子ども達にもお年寄りでも分かる内容のものがよい。水道管の補修については、応急処置を繰り返すのではなく、計画的に行うことが大事だと思う。
- ・委員E 概ね賛成である。今日まで 2 回の審議会でも丁寧な説明を聞いたことで理解でき、その重要性が分かった。市民にも丁寧で分かりやすい説明が必要であり、その上で納得してもらうことが大切と思う。収納率について、複数月の滞納がある割合が今は 0.8%

だが、20%値上げすればこの割合は上がる。そういう状況の世帯に対し、分納誓約等の丁寧な対応を一緒に考えられるといいと思う。SNS等（催告をショートメールで送る取り組み）は大変便利で、有益でコストパフォーマンスもよいが、生活困窮者はそもそも携帯電話やスマホを持っていないケースも多い。水道料金のみならず電話代も払えておらず携帯電話も止まっている方が多い状況もあり、訪問や重層的な支援にも力を入れてもらうことで、よりきめ細かい対応ができると良いと思う。

・委員F 水道料金を20%上げることに關しては賛成である。現状についてはよく理解できたが、水道料金を20%上げるということに關して、広報での説明をすごく丁寧に行うことが必要である。「4人世帯だとどれだけ上がるのか」といった考え方は、市民目線からすると非常に分かりやすいモデルケースだと思う。パブリック・コメントでは意見は何も来ていない状況なので、広報は特に丁寧に行う必要があり、手段と内容についてはもう少し説明が欲しいところである。また、料金を上げるからには難しいかもしれないが、現状維持だけでなく、それ以上の何か希望の持てるような部分があるといいと思う。水道事業として20%上げることによって、こういった経営努力をしており、今後こうなっていくというアピールももう少し必要である。京都や、埼玉などで上下水道関係の事故等が起きている状況もあり、市民に関心を持ってもらうには一番よい時期だと思う。

・議長 皆さんから意見をいただいたが、私も賛成である。審議会全体の意見として、諮問の内容である令和8年4月に20%の増額改定をすることについては、やむを得ないという結論で答申をまとめていくこととする。意見の中で、短期的ではなく、長期的な視点に立った経営をしてほしい、市民目線でのわかりやすく説明したものが欲しい、老朽管の状況について十分に理解できたというお話があった。また、全世代に向けてわかりやすい広報をしてほしいということ、生活困窮者へは、電話やSNSだけでなく訪問を含め重層的な支援も合わせてお願いしたいということ、広報に加えて、料金を上げて現状維持だけではなく、やはり上がった分だけメリットがあるとよいということなので、少しでも安心が増すということなど、何かよくなるものがあれば説明いただきたい。おそらく南海トラフなどは2030年度前後に80%の確率で起こることなのであれば、早めに耐震を行えば、それに対する安全度が上がることになる。管路更新率を1.5%に上げることによって、安心や、快適なものがあるというような、上がったから多少良くなるということも併せて説明願う。今回は冒頭の説明にあった、令和10年度に内部留保資金が底をつくということで緊急性が高いということもあり、比較的短期間の議論で結論づけることとなった。経営状況については毎年モニタリングしながら、何パーセント上げるのが妥当か、予測ができるとよいと思う。その他、国の財政的支援が受けられるものについては情報収集をしっかりとし、他の水道事業者のよい取り組みについては色々研究して、なるべく低コストで長期的に安全性を確保できるよう考えていけるとよいと思う。答申の内容は、増額改定はやむを得ないということであるが、今後に向けての意見については、付帯意見という形で盛り込むこととする。

・議長から、他の自治体では、職員削減の説明もあるが、料金を上げる分についてある程度しっかり人材を確保し、技術の継承がされないと効率的に更新ができないので、人材確保や技術継承についても意を配る必要があると思うとの意見があった。

- ・議長から、市長から受けた諮問の内容である「令和8年4月から20%増額改定することについて」は、当審議会の結論としてはやむを得ないという形で全認する結論にしたいと思う。通常、答申書についてはその答申と、その答申に至った背景や要望事項などを答申書とし、市長に答申するという流れになる。文案については議事録をベースに事務局で答申書の原案を作成し、第3回の審議会の前に、職務代理者である森川委員と検討した上で、答申の素案をたたき台として示し、次回の審議会で答申を決定すると発言があった。

5 閉会挨拶